

8 . 河川管理の現状

8 - 1 河川管理施設

大淀川の河川管理施設は、昭和40年～50年代に築造された施設が多く、施設によってはコンクリートの劣化等に伴う老朽化が見受けられ、定期的な巡視・点検を実施し、必要に応じて維持修繕・応急対策等の維持管理を行っている。

表8-1 直轄管理区間堤防整備状況

| 直轄管理 区間延長 (km) | 施行令 2条7号 区間延長 (km) | 堤防延長 (km) | | | | 計 |
|----------------------|-----------------------------|-----------|------|-----------|-----------|-------|
| | | 完成堤防 | 暫定堤防 | 未施行区 間 | 不必要 区間 | |
| 86.1 | 3.8 | 111.6 | 12.0 | 16.2 | 28.4 | 168.2 |
| 比率 (%) | | 79.8 | 8.6 | 11.6 | | |

(宮崎工事事務所資料：平成14年3月現在)

比率は、堤防不必要区間を除いた値に対する割合。

表8-2 直轄管理区間水閘門等河川管理施設整備状況

| 堰 | 水門 | 床止 | 排水機場 | 樋門樋管等 | 計 |
|---|----|----|------|-------|-----|
| 0 | 9 | 3 | 2 | 140 | 154 |

8 - 2 河道内植生

大淀川の河川区間区域内の植生については、植生の有する治水機能・環境機能を十分に考慮して、定期的に調査・点検を行い、適切に管理している。特に、大淀川4/200～6/200左岸、その下流の丸島にみられるヨシ群落は、コサギ、ゴイサギ、カワウ、ミサゴ等の鳥類の営巣・生息の場となっていることから、治水と環境の調和を図る方向にて管理している。



8 - 3 地域との連携

大淀川は、宮崎市、都城市街地を貫流し、流域住民のいこいの場として愛されており、地元住民の大淀川に対する想いは川まつり等に代表される各種イベントを通じて大きく、かつ市街部における貴重な水と緑のオープンスペースとして地域住民のニーズが高い状況にある。

このため、第三次宮崎市総合計画（H10～H19）の6つの基本目標の一つで、「自然と共生し、安心して暮らせる快適環境都市」として、宮崎市河川をきれいにする条例を制定し、地域社会全体で美しく豊かな河川環境の形成を図ることとしているとともに、「豊かな心と創造性を育む教育文化都市」として、大淀川とそれらを取り巻く環境に焦点を当てた教育活動が行われていたり、さらには大淀川学習の拠点施設として「大淀川学習館」の整備も行われている。

また、毎年7月7日の七夕の日に、流域関係市町村により大淀川の浄化と河川環境の保全を目的に「大淀川サミット」が開催され、様々な取り組みが行われている。

このように大淀川では河川に関する情報を、流域住民に幅広く提供すること等により、河川と流域住民とのつながりや流域連携の促進及び支援、河川愛護思想の定着と啓発、住民参加による河川管理を推進している。



大淀川学習館



第9回大淀川サミットパネルディスカッションの状況
（平成13年7月7日）

大淀川サミットにおける各市町村が行った事業概要

第5回 大淀サミット末吉大会
パネルディスカッション記録
平成9年7月7日より抜粋

| | 市町村 | 事業概要 |
|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上 | 都城市 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の皆さん方へ“それぞれの家庭の台所からきれいになろう”運動 公共下水道、集落排水事業、合併浄化槽 北諸5町と都城市で畜産廃棄物をエネルギー化（平成8年より通産省の協力を得て推進中） |
| | 三股町 | <ul style="list-style-type: none"> 小型合併処理浄化槽の強化 廃食油せっけん製造機の購入 |
| | 財部町 | <ul style="list-style-type: none"> 森林保全 河川の掃除、クリーン作戦 合併浄化槽の普及啓蒙 中核農家以上に堆肥舎の設置 |
| | 末吉町 | <ul style="list-style-type: none"> 水資源のかん養林を残す事業 生活廃水対策普及活動事業 合併処理浄化槽、クリーンセンターゴミ処理施設（平成8年） 堆肥センターを計画（将来的平成11年まで） |
| | 山之口町 | <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業（平成3年度着工） 合併処理浄化槽設置整備事業（平成5年） 公共下水道事業（平成8年） |
| | 高崎町 | <ul style="list-style-type: none"> 河川浄化推進員による河川へのゴミの不法投棄パトロール 公民館にクリーン部の設置を行い、合成洗剤の使用を少なくし、食用廃油でのせっけん作り 公共下水、農業集落排水事業、合併処理浄化槽を年次計画 |
| | 小林市 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年市民に、啓発啓蒙運動を年間8回 公共下水道、農業排水事業、合併浄化槽、平成13年を目処に約25%位が生活雑排水の処理をする計画 パンフレットによる家庭排水、畜産のし尿等の対策 |
| | 野尻町 | <ul style="list-style-type: none"> 下水、農業集落排水事業 町独自の水質調査 |
| | 高城町 | <ul style="list-style-type: none"> 公共下水、集落排水、合併処理浄化槽 生活排水対策総合基本計画の策定（平成4年） 川をきれいにする条例の制定（平成6年） |
| | 高原町 | <ul style="list-style-type: none"> 町内の主要河川6箇所を年4回づつ水質調査を実施 キャンプ村に2基の大きな浄化施設を設置し、1万人以上のキャンパーの生活雑排水、し尿を処理 |
| 下 | 山田町 | <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業（平成6年） 合併処理浄化槽（以前より） 公共下水（将来平成14年） |
| | 須木村 | <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業を平成7年にスタート |
| | 綾町 | <ul style="list-style-type: none"> 「綾町の水を守る会」を発足（10団による） 食用廃油を元とした粉せっけんへの転換 農業集落排水整備事業 |
| | 国富町 | <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への取り組み 堆肥センターを作り畜産廃棄物及び家庭用生ゴミの処理 |
| | 高岡町 | <ul style="list-style-type: none"> 「美しい故郷づくりを」を平成4年4月に制定し、花いっぱい運動、ゴミ対策事業、河川浄化運動の3つを重点に行っている 河川浄化のクリーン作戦を毎年実施 農業集落排水事業、合併浄化槽を毎年50基実施 |
| 流 | 宮崎市 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽により人口303,000人のうち206,500人の約68%に対処処理可能 |

注) 都城市、三股町、財部町、末吉町は岳下地点に流入する市町村

8 - 4 水防体制

1) 河川情報の概要

大淀川では、流域内に雨量観測所（28箇所）、水位観測所（20箇所）を設置し、テレメータ等により迅速に情報収集するとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、流域住民の水防活動に活用されている。

また、これらの情報を重要な防災情報として、（財）河川情報センターを通じて宮崎県や宮崎市、都城市等に提供している。



図 雨量・水位観測所位置図

2) 水防警報の概要

大淀川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、水位観測所の水位をもとに水防管理団体に対し、河川の巡視や災害の発生防止のための水防活動が迅速、的確に行われるように水防警報を発令している。

3) 洪水予報河川の指定

大淀川では、平成2年4月より水防法第10条及び気象業務法第14条に基づき、洪水予報指定河川となり、気象台と共同で「洪水予報」を発表するようになった。また、平成12年より洪水予報システムの改良を行い、洪水による被害発生の恐れのある「危険水位」を新たに設定した。

4) 洪水危機管理の取り組み

洪水危機管理において、平常時から危機管理に対する意識の形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水実績や洪水氾濫危険区域図を公表するとともに水防計画・避難計画の策定支援、土地利用計画との調整を関係機関や地域住民等と連携して推進している。

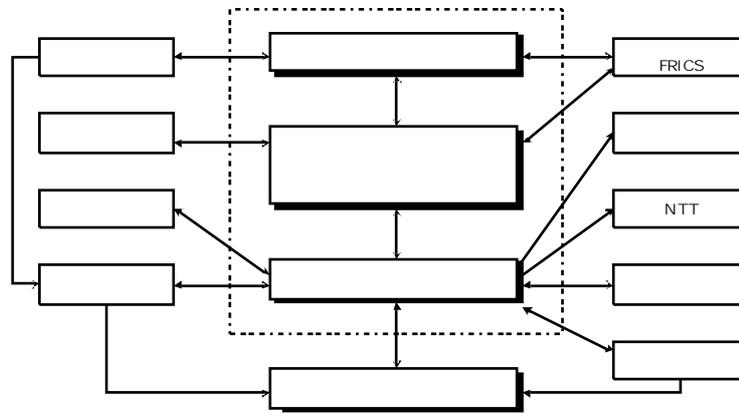


図 大淀川洪水危機管理における情報ネットワーク図

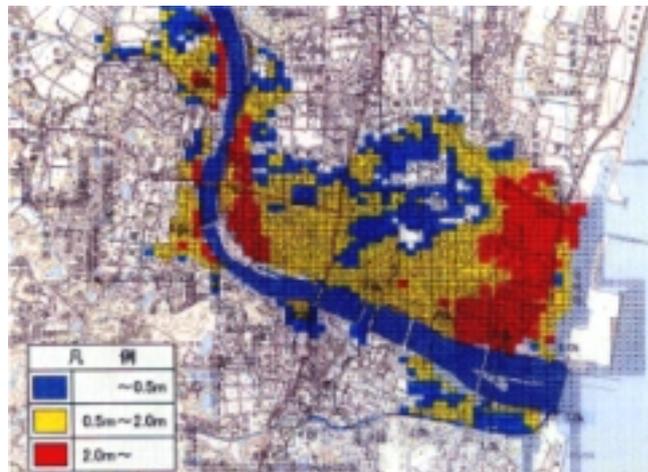


図 大淀川市街部の洪水氾濫危険区域図